

地域医療の確保に関する意見書

現在、自治体病院をはじめとする全国の病院等における医師不足が顕著となり、地域ごと・診療所ごとの不足等の解消が喫緊の課題となっている。特に、診療科の偏在については、産科・小児科以外の診療科においても進行しており、救急医療体制に支障が出るなど一層深刻な社会問題となっている。

また、医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている現状が医療を取り巻く環境の悪化にさらに拍車をかけている。

この様な中、総務省は、「公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院の経営効率をめざすものとしている。

しかし、公立病院の経営悪化の原因は診療報酬のマイナス改定更には地方での医師不足の深刻化や少子高齢化、過疎化、自治体財政の悪化等、病院事業をめぐる社会環境の変化による影響が大きく、医師や看護師確保対策など基本的対策を講ずることなく財政効率化ありきの経営改革のみを急げば、結果として地域医療の崩壊を招くことになる。

地域医療は住民にとってなくてはならない地域社会の基盤であり、自治体だけでなく国として対策する必要な事から、次の点について強く要望する。

記

- 1 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、医師派遣体制を構築するとともに、医師の絶対数を確保するための措置を講じること。
- 2 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び財政措置を図ること。
- 3 看護師等の要請・確保を図るため、要請機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- 4 地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や医学部に「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。

- 5 地域医療において、地域住民誰もが、いつでも、どこでも医療機関にかかり必要とされる医療を受けることができるよう、国政が責任ある政策を講じること。
- 6 地域医療を担う自治体病院に対し、繰り出し基準の改善とそれに見合う各自治体への交付税措置の改善を図る財政措置を講じること。
- 7 自治体病院の安易な廃止・民間移譲、地方独法化、指定管理者制度の導入などの指導・誘致をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年3月14日

名 寄 市 議 会